

令和 6 年 7 月 25 日

郡市区等医師会 御中

大 阪 府 医 師 会
(公 印 省 略)

厚生労働省作成「『医師の働き方改革に関する Q & A』等について」(ご案内)

平素は、本会事業に格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室から日本医師会を経由し、下記の通り、通知がございました。

令和 6 年 4 月 1 日施行の医師の働き方改革に関する医療法改正に関して、厚生労働省より通知および運用上の留意事項が出されております。《註①》

本件に関して疑義照会等を踏まえ、厚生労働省において「医師の働き方改革に関する Q & A」が作成されました。あわせて「特定対象医師《註②》における勤務間インターバル及び代償休息の基本的な考え方」、「医師の働き方改革に係る通知等」が整理されました。

詳細につきましては、別添の(日医)厚生労働省作成「『医師の働き方改革に関する Q & A』等について」(ご案内)をご覧くださいませようようお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

註①：関連通達

- ・「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の一部の施行等について(医師の働き方関係)【令和6年4月1日付医政発0401第12号】
- ・「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の一部の施行等について(医師の働き方関係)における運用上の留意事項について【令和6年4月1日付事務連絡】

※上記の通達、「『良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律』の一部の施行等について(医師の働き方関係)」の発出について(令和6年4月4日付日医発第102号(健Ⅲ))につきましては、当会よりの周知ができておりませんでした。お詫び申し上げますとともに、今回のメールに添付させていただきますので、併せてご確認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

註②：「特定対象医師」とは

- ・ B・連携 B・C-1・C-2 水準適用の医師を指す(Q & A の問 3-5 参照)

【参考】日本医師会メンバーズルームからも別添文書(4月4日付け文書も含め)の閲覧が可能です。

<https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/bunsyo3.cgi>

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（宛名シール下部に印字。半角入力）

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角入力）

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935大阪市天王寺区上本町2-1-2

TEL 06-6763-7006／FAX 06-6764-0267